

免許センターからのお知らせ

期間前更新について

海外旅行等の理由により、運転免許証の更新期間内に更新手続きができない方は、期間前更新をすることができます。

申請できる方	○ 海外旅行、出張や出産等のため更新期間内に運転免許証の更新手続きができない方 ※ 手続きと同時に氏名・本籍・住所の変更がある方は、運転免許証の記載事項変更手続きのページを参照してください。
申請場所	○ 福島・郡山運転免許センター・・・原則即日交付 月曜日～金曜日（祝日及び年末年始12/29～1/3を除く） 9：00～ 9：40 13：00～13：40 ※日曜日は手続きできません ○ 住所地を管轄する警察署及び各分庁舎・・・原則後日交付 （福島・福島北・郡山・郡山北署の本署を除く） 月曜日～金曜日（祝日及び年末年始12/29～1/3を除く） ※マイナ免許証を所持している方は、講習受講後にマイナ免許証に特定免許情報の記録を行います。 9：00～12：00 13：00～16：00 ※ 申請書類を作成していただきますので、時間に余裕をもって来庁してください。 ※ 期間前更新により交付される新免許証の有効期間は、本来の更新期間中に更新手続きをした場合よりも短くなりますのでご了承ください。 ※ 期間前更新に関するお問い合わせは、福島・郡山運転免許センター又は各警察署等の窓口へお願いします。
必要書類	○ 運転免許証又はマイナ免許証 （両方お持ちの方は必ずどちらもお持ちください。） 運転免許証を紛失している方は、再交付と同時に期間前更新はできません。 ○ 期間前更新する理由を証明する書類 パスポート 母子健康手帳 病院が発行した入院予定表等 出張を命じた会社等からの辞令書等
手数料	マイナ免許証に伴う手数料改定ページをご確認ください。 (PDF形式)